

猪名川町告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

猪名川町長 岡本信司

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画地区計画
猪名川パークタウン地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
川辺郡猪名川町若葉一丁目及び二丁目並びに白金一丁目、二丁目及び三丁目
- 3 縦覧場所
川辺郡猪名川町上野字北畑11の1
猪名川町まちづくり部都市政策課